

# 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等を含めた所得額が一定基準額以下の年金受給者の年金に、上乗せして支給されるものです。

新たに対象となる方には、9月初旬から日本年金機構より手続きのお知らせが送付されます。給付金を受け取るには、同封された請求書の提出が必要です。

## 【対象となる方】

### ◎老齢基礎年金を受給している方

- 65歳以上
- 世帯員全員の市町村民税が非課税
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

### ◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が約472万円以下

## ！振り込め詐欺などにご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や口座番号・暗証番号をお聞きしたり、金銭を求めることはありません。

■お問い合わせ先 年金給付金専用ダイヤル(TEL0570-05-4092)

# 七滝観光物産直売所(孫左衛門)及び十和田ふるさとセンター 指定管理者を募集しています

## 【対象施設の概要】

### ①七滝観光物産直売所(孫左衛門)



所在地：小坂町上向字藤原35番地3  
施設概要：敷地面積2,455.87㎡、  
延べ床面積337.85㎡  
建物構造：木造平屋建  
施設の内容：観光物産直売所、駐車場、  
休憩施設、敷地内の外構  
指定管理料：  
指定管理業務の経費について毎年町  
と協議を行う。ただし、収益事業の  
補填は行わない。なお、冬期間の維持  
管理費の一部及び道の駅「こさか七  
滝」休憩所の維持管理費は指定管理料  
として支払う。



### ②十和田ふるさとセンター



所在地：小坂町十和田湖字大川岱  
45番地1  
施設概要：延床面積655㎡  
建物構造：RC造、鉄骨造2階建  
指定管理料：  
指定管理業務の経費について毎年町  
と協議を行う。ただし、収益事業の  
補填は行わない。

## ◆指定管理者の業務

- ・町及び周辺の観光案内、宣伝、地場産品その他物品の販売に関する業務・飲食物の提供に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務・書類の作成及び提出に関する業務・その他施設の管理運営に関し町長が必要と認める業務

## ◆指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日(5年間)

## ◆応募資格 ※次の要件を満たす法人その他の団体であること

- ・募集施設を安全円滑に管理できる能力を有するもの。また、同様施設の管理運営実績のあるもの。(法人格は問わない)
- ・当町の観光施策を十分に理解し、各関係団体との連携協力体制を築けるもの。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・銀行の取引停止を受けておらずかつ、会社更生法、民事再生法等に基づく手続きを行っていないこと。

## ◆募集要項の配布 小坂町ホームページまたは観光産業課観光商工班で配布

## ◆申請書提出期間 10月13日(金)まで

■提出・募集要項の請求・お問い合わせ先 観光産業課観光商工班(TEL29-3908)